

3 0 川 監 公 第 1 0 号

平成3 0 年1 1 月1 2 日

監査の結果に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和2 2 年法律第6 7 号）第1 9 9 条第1 2 項の規定により、平成3 0 年3 月2 6 日付け3 0 川監公第4 号で公表した行政監査「A E D（自動体外式除細動器）の設置及び管理について」の結果に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子
同	花輪孝一
同	山田益男

30川総行革第484号

平成30年9月28日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年3月26日付け30川監報第3号で報告の提出がありました行政監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成29年度行政監査結果に対する措置状況

1 本市施設における設置について

(1) AED設置に関する本市の基準

[指摘の要旨]

現在の本市においては、「AEDの導入に係る検討結果報告書」と国が定めるAEDガイドラインの2つの設置基準があり、市として統一的でない状況にある。

本市施設におけるAEDの設置実態を確認するとともに、AEDガイドラインの趣旨を踏まえ、本市施設におけるAEDの設置基準を改めて整理し、明確にして全庁に周知されたい。

[措置内容]

指摘事項については、全庁に調査を行い、平成30年4月1日現在のAEDの設置実態を確認しました。

また、本市施設におけるAEDの設置基準については、関係課長を構成員とする「自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理等に関する検討委員会」を平成30年6月1日付けで設置し、本年度中に本市におけるガイドライン（以下、「本市ガイドライン」といいます。）の策定を行います。

(2) 管理事務所を伴わないグラウンド等のスポーツ施設における設置

[指摘の要旨]

管理事務所を伴わないグラウンド等のスポーツ施設については、AEDガイドラインで設置が推奨される施設には該当しないものの、管理事務所を伴うグラウンド等と比べても、心停止発生リスクは同様であると考えられる。AEDの設置については、管理上の課題等もあるものとするが、心停止発生から長くても

5分以内にAEDの使用が可能となるような対応について、近隣施設のAEDの使用等幅広く検討されたい。

[措置内容]

指摘事項については、当該施設所管が管理上の課題等も考慮し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの使用が可能となるような対応について検討を行いました。

①改善した施設：8施設

宮崎第1少年野球場：隣接する宮崎こども文化センターと緊急時に借りられるよう協議し、看板表示を行うことにより、心停止発生から5分以内にAEDの使用が可能となるよう対応しました。

ほか7施設で同様の対応を行いました。

②対応について、引き続き検討する施設：46施設

多摩川丸子橋硬式野球場：施設の特性上、心停止発生から5分以内にAEDを使用できるようにする措置が可能かどうか等について、本年度中に策定する本市ガイドラインの趣旨や、健康福祉局が行う民間施設への設置勧奨の取組み等も踏まえ、引き続き措置について検討していきます。

ほか45施設で同様となります。

(3) 指定管理仕様書等におけるAEDの設置に関する記載

[指摘の要旨]

指定管理者制度を導入する施設のうち、指定管理仕様書等で、AEDの設置に関する事項を規定していない施設については、指定管理者が変更となった場合等にAEDの設置が担保されないこととなるため、市として指定管理者がAEDを設置する必要があるか改めて検討を行い、必要がある場合には、指定管理仕様書等にAEDの設置に関する事項を規定されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者制度を導入する施設において、AEDを設置する必要があるかを施設所管が改めて検討を行い、次期指定管理者の募集時における指定管理仕様書等にAEDの設置に関する事項を規定することとしました。

①改善済の施設：1施設

多摩川緑地バーベキュー広場：平成30年度から、仕様書に、AED設置に関する記載を行いました。

②改善中又は今後改善予定の施設：22施設

青少年の家：次期指定管理者募集時の仕様書に反映します。

ほか21施設で同様の対応を行います。

③検討の結果、その他の対応を行った施設：3施設

南平間保育園：平成30年度末で指定管理が終了となる予定です。

ほか2施設についても同様となります。

2 いざという時に速やかに使用できるための対応について

(1) 表示

[指摘の要旨]

病院及び消防関連機関を除き、AEDマップに設置場所の情報を公開又は公開を予定している施設について、「設置施設表示」、「案内表示」又は「設置場所表示」がない施設においては、施設の規模や特徴を踏まえ、適切に表示されたい。

また、「設置施設表示」はあるが、「設置施設表示」に合わせて施設内の設置場所を記載していない又は新たに「設置施設表示」を行う場合には、「設置施設表示」に設置場所を記載されたい。

[措置内容]

指摘事項については、当該施設の規模や特徴を踏まえ、施設所管が必要な対応を行いました。

ア 「設置施設表示」

改善済のAED：85施設

男女共同参画センター：センター入口ドア部分に、設置施設表示を行いました。

ほか84施設で同様の対応を行いました。

イ 「案内表示」

①改善済のAED：306台

川崎市役所第2庁舎：正面玄関以外の入口から正面玄関付近に設置するAEDに至る廊下に案内表示を行いました。

ほか305台で同様の対応を行いました。

②検討の結果、その他の対応を行ったAED：14台

塩浜営業所：設置施設表示を行っており、かつAED設置場所が入口付近であるため、案内表示は不要と判断しました。

ほか13台で同様の判断としました。

ウ 「設置場所表示」

①改善済のAED：175台

大師支所区民センター：AED設置場所に表示を行いました。

ほか174台で同様の対応を行いました。

②検討の結果、その他の対応を行ったAED：14台

小倉西公園児童プール：管理室入口に設置施設表示をしており、施設の規模から設置場所表示は不要と判断しました。

ほか13台で同様の判断としました。

エ 「設置施設表示」への設置場所の記載

①改善済のAED：307施設

しんゆり市税事務所：設置施設表示への設置場所の記載を行いました。

ほか306施設で同様の対応を行いました。

②検討の結果、その他の対応を行ったAED：6施設

登戸駅周辺自転車等駐車場第5施設：設置場所が入口付近であり、表示は不要と判断しました。

ほか5施設で同様の判断としました。

(2) AEDにアクセスしやすい設置状況

ア 収納ボックスからの速やかなAEDの取り出し

[指摘の要旨]

現地調査において確認された、収納ボックス内にAEDを設置する施設の中で、収納ボックスの扉にテープが貼られ扉が開きにくくなっていた事例等については、改めて設置場所の状況を確認し、AEDを速やかに手に取ることができる状態に改めるとともに、その状態を維持されたい。

また、本監査で現地調査を行っていない施設においても同様の事例がないか、各施設のAEDを管理する担当者が設置場所の状況を確認の上、必要に応じて速やかに改善するよう周知徹底されたい。

[措置内容]

指摘を受けた施設については、施設所管が改めて設置場所の状況を確認し、AEDを速やかに手に取ることができる状態に改めました。

改善済の施設：2施設

多摩区役所：AED収納ボックスの扉に貼り付けを行っていたテープを除去しました。

みぞのくち市税事務所：AED設置場所の前に置かれていた傘立てを移動しま

した。

また、現地調査を行っていない施設における対応については、各施設所管宛てに、A E Dに係る設置・管理状況の確認等について周知を図るとともに、年に2回行う本市施設のA E D設置情報の調査の際に、収納ボックスからの速やかなA E Dの取り出しに関する確認項目を設けることとしました。

イ 大規模集客施設である等々力陸上競技場における設置状況

[指摘の要旨]

広大な競技場においては、1か所の設置では対応することが困難と考えられるため、分散して設置するよう、設置場所について再検討されたい。設置場所の検討の際には、競技利用者及び観客席（スタンド）利用者それぞれが使用しやすい位置にA E Dがあること、客席混雑時の設置場所までの動線なども十分考慮されたい。

なお、多くの観客が見込まれる大会等での使用においては、主催者等に観客席へのA E Dの追加配置を求めることも必要である。

[措置内容]

以前より、多くの観客が見込まれる大会等の開催時にはA E Dを分散配置しておりましたが、より万全を期すため、通常時についても、既に設置しているメインスタンド入口受付に加え、平成30年4月に、バックスタンドコンコース上（N o 10ゲート前）にA E Dを分散配置しました。

また、今後も大会等の開催時には、主催者に対して、必要なA E Dを追加配置するよう求めています。

（3）機器・消耗品の管理

ア 機器の管理

（ア）耐用期間の超過

[指摘の要旨]

調査の結果、購入、寄贈により導入した機器で、耐用期間を超過した機器については、正常に機能しない可能性があるため、速やかに更新されたい。

また、購入、寄贈により機器を導入した施設において、機器の設置日及び更新時期を適切に把握・管理し、更新時期までに機器の更新を行うよう周知徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、施設所管が現状を確認し、更新に向けた対応を行います。

①改善済のAED：1台

岡本太郎美術館：賃貸借契約を締結し、AEDを更新しました。

②改善中又は今後改善予定のAED：12台

川崎病院：日常点検・保守点検等の管理については引き続き適切に行いながら、可能な限り早期に更新することとします。

ほか11台で同様の対応を行います。

また、各施設所管宛てに、AEDの設置日及び更新時期の把握・管理等を適切に行うよう周知を図りました。なお、年に2回行う本市施設のAED設置情報の調査の際に、AEDの設置日及び更新時期等の確認項目を設けております。

イ 消耗品の管理

(ア) バッテリー、電極パッドの使用期限

a 使用期限切れ

[指摘の要旨]

現地調査等の結果、電極パッドやバッテリーの使用期限が切れていたAEDが確認された。これらは、いずれも監査結果決定までに新しいものに交換されているが、今後同様な事例が生じることがないように、各施設のAEDを管理する担当者が使用期限までに消耗品の交換を行うよう周知徹底されたい。

[措置結果]

各施設所管宛てに、消耗品の把握・管理等を適切に行うよう周知を図りました。

なお、年に2回行う本市施設のAED設置情報の調査の際に、消耗品使用期限等の確認項目を設けております。

b AED機器の導入方法を踏まえた消耗品の適切な交換

[指摘の要旨]

購入、寄贈または消耗品の定期交換が契約に含まれない賃貸借によりAEDを導入した場合は、各施設で消耗品を購入し、交換する必要があることについて、各施設のAEDを管理する担当者が十分認識するよう周知徹底されたい。

消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約の場合、購入し忘れを防ぐことができるため、AEDを新たに導入する際並びに購入、寄贈、及び消耗品の定期交換が契約に含まれない賃貸借により導入したAEDの更新を行う際は、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約への変更を検討されたい。

なお、消耗品の定期交換が含まれる賃貸借契約により導入している施設でも、新しい交換用電極パッドが送られてきているにもかかわらず、AEDを管理する担当者の認識不足により適切な交換が行われず、機器に装着されている電極パッドの使用期限が切れていた事例が現地調査で確認された。

現地調査を行っていない施設においても、同様の事例がないか各施設のAEDを管理する担当者が早急に消耗品の状況を確認の上、必要に応じて速やかに交換するよう周知徹底されたい。

[措置内容]

各施設所管宛てに、消耗品の把握・管理等を適切に行うよう周知を図りました。

なお、年に2回行う本市施設のAED設置情報の調査の際に、消耗品使用期限等の確認項目を設けております。

購入、寄贈または消耗品の定期交換が契約に含まれない賃貸借によりAEDを

導入した施設については、施設所管が、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約への変更を検討しました。

①改善済のAED：4台

健康福祉局保健医療政策室：消耗品の定期交換が規定された賃貸借契約へ変更しました。

ほか3台で同様の対応を行いました。

②改善中又は今後改善予定のAED：39台

中原区役所：次回のAED更新時に、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約への変更を検討することとしました。

ほか38台で同様の対応を行います。

③検討の結果、その他の対応を行ったAED：22台

川崎病院：病院として、臨床工学技士が消耗品の把握及び管理を適切に行う体制が整っていることから、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約への変更は不要と判断しました。

ほか21台で同様の判断としました。

c 使用期限の正しい認識とタグ・ラベル等での正確な記録

[指摘の要旨]

各施設のAEDを管理する担当者が使用期限を正しく認識するとともに、タグ・ラベル等に正確な使用期限を記入し、適切に記録・管理するよう周知徹底されたい。

[措置内容]

各施設所管宛てに、消耗品の把握・管理等を適切に行うよう周知を図りました。

なお、年に2回行う本市施設のAED設置情報の調査の際に、消耗品使用期限の確認項目を設けております。

(イ) 仕様書におけるAED使用後の消耗品の交換等の記載

[指摘の要旨]

AED使用後の電極パッド等の交換が仕様書に含まれない場合、AED使用後に新たなパッドを購入、装着するまで、AEDを使用できない期間が生じる恐れがあることから、賃貸借契約の仕様書にAED使用後の交換についても記載されていることが望ましい。

[措置結果]

改善中又は今後改善予定のAED：6台

宮前市民館：AEDの次回更新時に、AED使用後の交換が契約に含まれる賃貸借契約へ変更することとしました。

ほか5台で同様の対応を行います。

(4) 日常点検

ア 日常点検の実施

[指摘の要旨]

消防関連機関のものを除き、AEDの点検担当者を配置し、日常点検を行っていないAED設置者は、点検等を実施されたい。

[措置結果]

指摘事項については、AEDの点検担当者を配置し、日常点検を適切に実施することとしました。

改善済のAED：345台

みぞのくち市税事務所：施設職員をAEDの点検担当者とし、日常点検を開始しました。

ほか344台で同様の対応を行いました。

イ 日常点検の記録

[指摘の要旨]

点検担当者は、日常点検の結果を適切に記録するとともに、報告・決裁を行うなど組織内で情報共有されたい。

[措置内容]

指摘事項については、日常点検の結果を適切に記録し、併せて組織内で点検結果を共有することとしました。

改善済のAED：364台

みそのくち市税事務所：点検表を定め、点検結果を適切に記録するとともに、施設所管の課長が、毎月点検記録を確認していくこととしました。

ほか363台で同様の対応を行いました。

(5) AED設置施設における職員がAEDを使用できる体制

ア 救命講習の受講

[指摘の要旨]

調査において、庁舎等、消防及び病院を除く本市のAED設置施設のうち救命講習を過去1度も受講した職員がいない施設については、早急に体制を整備されたい。また、過去3年以内に受講した職員がいない施設についても、応急手当が行えるよう対応されたい。

[措置内容]

①改善済の施設：8施設

福祉パルみやまえ：3年以内に救命講習未受講の職員が、平成30年7月に、実技も含めた救命処置の講習を受講しました。

ほか7施設で同様の対応を行いました。

②改善中又は今後改善予定の施設：27施設

福祉パルなかはら：３年以内に救命講習未受講の職員が、平成３０年１０月に、実技も含めた救命処置の講習を受講する予定です。

ほか２６施設で同様の対応を行います。

イ 市職員の応急手当の講習

〔指摘の要旨〕

市職員の応急手当の講習について、職員階層別研修における受講状況の実態を確認の上、「eラーニング」の実施方法を含め、市職員の応急手当の講習のあり方について再検討されたい。

〔措置内容〕

平成２９年度にeラーニング研修を実施している階層別研修は４研修でしたが、平成３０年度から９研修で実施することとしました。さらに、習熟度の向上のため、確認テストにおいて満点を取得しないとeラーニング研修の受講が完了しないように対応しました。

なお、新規採用職員においては、新規採用職員フォロー研修にて、救命講習を引き続き実施していきます。

ウ 本市施設における具体事例及びAED設置の効果の全庁周知

〔指摘の要旨〕

本市施設における心停止傷病者の発生事例について、発生状況、施設職員の心肺蘇生法の実施及びAEDの使用の有無、心停止傷病者のその後の生存又は社会復帰の状況等を、年２回行っているAED設置情報調査の機会などに情報集約を行うとともに、消防局で収集したデータと連携を図りながら、本市施設における具体事例及びAED設置の効果について全庁に周知されたい。

〔措置内容〕

平成３０年４月に、所管局である健康福祉局が、本市施設における心停止傷病者についての事例の報告を求め集約を行うとともに、消防局と連携して、奏功事

例等の確認をしました。

本報告は、職員の情報端末で閲覧できるようにするとともに、引き続き各施設からの報告と消防局の協力を得ながら情報を更新し、今後も年に2回行うAED設置状況の調査の機会等を捉えて、周知に努めていきます。

(7) AEDに関するマニュアル等の作成及び周知

[指摘の要旨]

AEDを管理する担当者となった職員が、AEDの設置・表示などの基本事項、管理方法や賃貸借契約における仕様書の記載等について、正確に理解し対応できるよう、本市施設におけるAEDに関する事項をまとめたマニュアル等を作成し、年2回行っているAED設置台帳の調査の機会を活用し、定期的に周知されたい。

[措置内容]

関係課長を委員とする「自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理等に関する検討委員会」を平成30年6月1日付けで設置し、今年度中のAEDの設置及び管理に関するガイドラインの策定を行います。

策定後のガイドラインは、職員の情報端末で閲覧できる環境にするとともに、年に2回行うAED設置状況調査等の機会を捉えて、周知に努めていきます。

(8) 指定管理仕様書等におけるAEDの管理等に関する記載

[指摘の要旨]

AEDを設置している指定管理施設の指定管理仕様書等に、AEDの表示、管理（機器や消耗品の交換）、職員の救命講習の受講等について規定されたい。

[措置内容]

①改善済の施設：10施設

かわさき新産業創造センター：平成30年度からの指定管理期間の仕様書に、AEDの設置、適切な保守管理、救命講習の受講等について規定をしました。

ほか9施設で同様の対応を行いました。

②改善中又は今後改善予定の施設：174施設

大師公園：次期指定管理者選定時の仕様書にAEDの表示、管理（機器や消耗品の交換）、施設職員の救命講習の受講等について規定することとしました。

ほか173施設で同様の対応を行います。

③検討の結果、その他の対応を行った事務：3施設

南平間保育園：平成30年度末で指定管理が終了となる予定です。

ほか2施設についても同様となります。

3 経済的・効率的なAEDの導入について

賃貸借契約の契約単位

[指摘の要旨]

更新年度・同種施設等の単位などで、集約し一括してAEDを調達するなど、より経済的、効率的に契約する方法を検討されたい。

[措置内容]

指摘事項については、関係課長を委員とする「自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理等に関する検討委員会」を平成30年6月1日付けで設置し、検討を行うこととしました。

検討委員会での議論を踏まえながら、全庁のAEDについて、平成31年度以降の契約の順次集約化に向けて対応を進めています。

4 その他

(1) AED台帳

[指摘の要旨]

本市では、年２回、本市施設のＡＥＤ設置情報の調査を行い、ＡＥＤ台帳を作成しているが、当該台帳に登録されていないＡＥＤや、機器を更新しているが、機種や設置日の情報が更新されておらず、ＡＥＤ台帳に古い情報が登録されたままの事例があった。

上記ＡＥＤ設置情報調査の結果に基づき、市が作成している市ＡＥＤマップ及び救急医療財団が開設する全国ＡＥＤマップの登録情報が更新されており、その情報は市ホームページ等において広く公開されていることから、上記調査は重要なものである。調査時点のＡＥＤの情報を正確に把握されたい。

また、当該調査は年２回行っていることから、ＡＥＤ設置に関する最新の情報集約が可能で、かつ市内全体への情報提供を行う機会ともなり得る。ＡＥＤマップの更新等にとどまらず、ＡＥＤの管理等に広く活用されたい。そのためにＡＥＤの管理上必要となる情報を把握できるよう、台帳の対象や項目を見直されたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成３０年４月に市内調査を行う際に、ＡＥＤの意義を説明し、正確な情報を報告するよう促しました。

また、ＡＥＤの管理上必要となる情報を的確に把握するため、ＡＥＤ台帳について、本市施設に設置されるＡＥＤ機器ごとに情報登録することとし、加えて全国ＡＥＤマップの登録で必要な情報やＡＥＤの管理上必要な情報を追加するなど台帳の記載内容の見直しを行いました。

(２) 全国ＡＥＤマップの登録情報

[指摘の要旨]

全国ＡＥＤマップにおける登録情報を確認したところ、登録位置が実際の位置とずれているもの等があった。

本市施設のＡＥＤの設置状況について、市民に正確な情報を提供するために、正

しい設置場所等の情報を登録するとともに、適宜情報を更新し、その情報が信頼性の高いものとなるよう努められたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成30年4月に、所管局である健康福祉局が庁内調査を行う際に、全国AEDマップの登録で必要となる点検担当者やAEDの使用可能時間の項目を設けて確認を行いました。

今後、平成30年10月までに登録情報の更新を行う予定です。

30川教庶第675号
平成30年9月27日

川崎市監査委員	寺岡	章二	様
同	植村	京子	様
同	花輪	孝一	様
同	山田	益男	様

川崎市教育委員会
教育長 渡邊 直美

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年3月26日付け30川監報第3号で報告がありました行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成29年度行政監査（AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理について）の結果に対する措置状況

1 本市施設の設置について

（1）指定管理仕様書等におけるAEDの設置に関する記載

[指摘の要旨]

指定管理者制度を導入する施設のうち、指定管理仕様書等で、AEDの設置に関する事項を規定していない施設については、指定管理者が変更となった場合等にAEDの設置が担保されないこととなるため、市として指定管理者がAEDを設置する必要があるか改めて検討を行い、必要がある場合には、指定管理仕様書等にAEDの設置に関する事項を規定されたい。

[措置内容]

指摘のあった日本民家園において、平成30年度からの指定管理仕様書等にAEDの設置に関する記載を行いました。

2 いざという時に速やかに使用できるための対応について

（1）表示

[指摘の要旨]

病院及び消防関連機関を除き、AEDマップに設置場所の情報を公開又は公開を予定している施設について、「設置施設表示」、「案内表示」又は「設置場所表示」がない施設においては、施設の規模や特徴を踏まえ、適切に表示されたい。

また、「設置施設表示」はあるが、「設置施設表示」に合わせて施設内の設置場所を記載していない又は新たに「設置施設表示」を行う場合には、「設置施設表示」に設置場所を記載されたい。

[措置内容]

指摘のあった施設の大半において、いざという時にAEDにたどり着けるよう適

切に表示を行いました。

(2) A E Dにアクセスしやすい設置状況

[指摘の要旨]

現地調査において、収納ボックス内にA E Dを設置する施設の中で、盗難やいたずら防止等の理由から収納ボックスを施錠していた事例や設置場所周辺に物が置かれアクセスしにくくなっていた事例が確認された。

A E Dについては、盗難・いたずら防止対策よりも、いざという時に速やかに使用できることが優先されるべきである。改めて設置場所の状況を確認し、A E Dを速やかに手に取ることができる状態に改めるとともに、その状態を維持されたい。また、現地調査を行っていない施設においても同様の事例がないか、各施設のA E Dを管理する担当者が設置場所の状況を確認の上、必要に応じて速やかに改善するよう周知徹底されたい。

[措置内容]

指摘のあった学校については、平成30年4月に事務局職員が、設置場所の状況などを確認し、鍵をかけずにいつでも使用可能な管理体制に見直しを行いました。

また、校長会において、A E Dの収納ボックスには鍵をかけないよう周知しました。

なお、図書館などでは、事務室やカウンター後方の書庫などにA E Dが設置されていましたが、事務室入室の際に目に付き易い棚の上や利用者側からも手の届くカウンター上に設置するなど、施設の状況などを考慮し設置場所の変更を行いました。

(3) 機器・消耗品の管理について

ア 機器の管理

[指摘の要旨]

調査の結果、購入、寄贈により導入した機器で、耐用期間を超過したものがあつ

た。耐用期間を超過した機器については、正常に機能しない可能性があるため、速やかに更新されたい。

また、購入、寄贈により機器を導入した施設において、機器の設置日及び更新時期を適切に把握・管理し、更新時期までに機器の更新を行うよう周知徹底されたい。

[措置内容]

指摘のあった学校については、機器の更新に向けて対応を検討します。

イ 消耗品の管理

[指摘の要旨]

AEDのバッテリー、電極パッド等の消耗品には使用期限があり、使用期限を超過すると機器が作動しない恐れや、十分な効果が得られない恐れがあり、一度も使用していない場合であっても使用期限までに新しいものに交換する必要があることから、電極パッドやバッテリーの使用期限が切れることがないように、各施設のAEDを管理する担当者が使用期限までに消耗品の交換を行うよう周知徹底されたい。

また、購入、寄贈または消耗品の定期交換が契約に含まれない賃貸借によりAEDを導入した場合は、各施設で消耗品を購入し、交換する必要があることについて、各施設のAEDを管理する担当者が十分認識するよう周知徹底されたい。

一方、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約の場合、購入し忘れを防ぐことができる。こうした点も踏まえAEDを新たに導入する際並びに購入、寄贈、及び消耗品の定期交換が契約に含まれない賃貸借により導入したAEDの更新を行う際は、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約への変更を検討されたい。

[措置内容]

青少年科学館では、平成30年度からの第2期指定管理制度の導入に合わせ、これまでの市備品から指定管理者によるリース品に変更を行いました。

また、消耗品の適切な交換については、消耗品の状況を施設や各学校とともに把握・確認を行いながら、必要に応じて適切に交換が行われるよう周知徹底いたしま

した。

(4) 日常点検

[指摘の要旨]

消防関連機関のものを除き、A E Dの点検担当者を配置し、日常点検を行っていないA E D設置者は、点検等を実施されたい。

また、点検担当者は、日常点検の結果を適切に記録するとともに、報告・決裁を行うなど組織内で情報共有されたい。

[措置内容]

指摘のあった全施設において、A E Dの点検担当者を配置し、日常点検を適切に実施し、点検結果を記録することとしました。

(5) A E D設置施設における職員がA E Dを使用できる体制

[指摘の要旨]

調査において、庁舎等、消防及び病院を除く本市のA E D設置施設のうち救命講習を過去1度も受講した職員がいない施設については、早急に体制を整備されたい。また、過去3年以内に受講した職員がいない施設についても、応急手当が行えるよう対応されたい。

[措置内容]

指摘のあった学校のうち、有馬小学校については平成30年5月に職員に救命講習を受講させ、高津中学校については平成30年6月に職員に救命講習を受講させました。

(6) 学校における夜間、休日のA E Dの使用について

[指摘の要旨]

本市の様々な施設の中でも、学校は、施設開放により、教職員が不在の夜間や休

日においても、地域の市民が利用する施設であるため、学校は市民に身近な公共施設であり、指定避難所になっているなど、市民の安全・安心に寄与していくべき施設であることから、教職員不在時の夜間や休日にAEDが使用できることは、地域住民にとって意義があるものとする。

学校のAEDについては、施設開放時等においても市民が使用できることが望ましいことから、設置場所における温度や風雨などの環境を十分考慮の上、屋外への設置に向けて、早急に検討されたい。

[措置内容]

学校のAEDは、学校教育活動中における児童生徒の安全確保を図ることを目的に設置しており、学校教育活動における使用を最優先とした上で、学校施設開放の利用者等にも緊急時に使用できるよう、各学校の実情に応じた管理を行っていますが、今後の取り組みとして、全庁的なAED検討委員会において検討される本市施設のAEDの設置基準や管理方法等を踏まえ、他都市の事例も参考としながら、学校における設置や管理のあり方について関係局と協議し、施設開放時等において学校を利用している市民も容易に使用できるよう、AEDの設置場所や表示方法などの検討を行っていきます。